

# 目黒区立地適正化計画策定支援業務委託受託候補者選定委員会設置要領

令和7年12月12日付け目教学第1457号

## (目的および設置)

第1条 プロポーザル方式による目黒区立地適正化計画策定支援業務の受託候補者を選定するにあたり、目黒区立地適正化計画策定支援業務委託受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 募集要件、評価基準等の検討および決定
- (2) 募集要項の公表
- (3) プロポーザル参加者の評価および受託候補者の選定
- (4) その他委員長が必要と認めること

## (委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員5人をもって構成する。

- (1) 街づくり推進部長
- (2) 都市計画課長
- (3) 地区整備課長
- (4) 都市基盤整備課長
- (5) 木密地域整備課長
- (6) 防災課長

2 委員の任期は、受託候補者の公表までとする。

## (委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は街づくり推進部長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、対面又は書面で開催する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6 委員長の判断により、書面で各委員の意見を聞き、選定委員会の会議に代える（以下「書面会議」という。）ことができる。

(書面会議)

第6条 委員長は書面会議の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書、書面表決書（別記様式第1号）および参考資料等を全委員に送付するものとする。

2 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

3 書面表決書は一議案ごとに、賛成または反対を明らかにするように実施する。

4 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、会議後、議事録（各委員の表決内容および意見の記録）を作成し、全委員に報告しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第8条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、プロポーザル応募者に対して何らの助言を行ってはならない。委員がプロポーザル応募者に対して助言を行ったことが判明したときは、当該委員が関与した応募者の提案を審査対象外とすると同時に当該委員を解嘱する。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、目黒区が公表した情報については、この限りではない。また、委員会に出席した委員以外の者も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、街づくり推進部地区整備課に設置する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要領は、令和7年1月2日から施行し、受託事業者が決定した日をもって廃止する。

別記様式第1号（第6条関係）

令和　年　月　日

書面表決書

目黒区立地適正化計画策定支援業務委託  
受託候補者選定委員会委員長 様

委員氏名

令和 年 月 日付目教学第 号で開催された目黒区立地適正化計画策定支援  
業務委託受託候補者選定委員会(第 回)の議案について、下記のとおり表決いたします。

記

1 表決内容

(1) 議案「 \_\_\_\_\_ 」

賛成する • 反対する (どちらかに○をつけてください)

2 議事に関する意見

以 上